

千葉県森林審議会運営規程

(目的)

第1条 この規程は、森林法（昭和26年法律第249号）、千葉県行政組織条例（昭和32年条例第31号）及び千葉県組織規程（昭和32年規則第68号）に定めのあるもののほか、千葉県森林審議会（以下「審議会」という。）の議事及び運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(部会)

第2条 審議会に、それぞれ5人以内で構成する森林保全部会及び森林管理部会を置く。

2 前項の部会の所掌事務は、別表に定めるところによる。

(諮問の付議)

第3条 審議会の長（以下「会長」という。）は、知事の諮問を受けた場合は、当該諮問を部会に付議することができる。

(部会の議決)

第4条 部会の議決は、会長の同意を得て審議会の議決とすることができる。

2 部会の長（以下「部会長」という。）は、前項の同意を得たときは、その同意に係る議決事項を審議会に報告するものとする。

(書面表決)

第5条 審議会又は、部会の委員は、会長又は、部会長が認めた時に限り書面をもって表決することができる。

2 前項の場合において、審議会又は部会の委員は、会長又は、部会長が指定する期日までに書面をもって提出するものとする。

(議事録)

第6条 審議会及び部会の議事については、次に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- 1) 審議会及び部会の日時及び場所
- 2) 審議会及び部会に出席した委員の氏名
- 3) 議事の経過要領及び発言者の発言趣旨
- 4) その他必要事項

2 議事録には、議事録署名人の署名がなければならない。

3 議事録署名人は、会議に出席した委員のうちから2名選出するものとする。

(関係者からの意見の開陳等)

第7条 会長又は部会長は、その所掌事務を行うため必要があると認めたときは、関係者を会議に出席させ意見の開陳、説明その他必要な協力を求めるものとする。

(幹事及び書記)

第8条 審議会に幹事及び書記若干名を置き、会長が森林課内からこれを任命する。

2 幹事は、審議会及び部会に関する議事録を作成する。

3 幹事及び書記は、会長及び部会長の命を受け庶務を処理する。

(雑則)

第9条 この規程に定めのない事項については、会長の定めるところによる。

附 則

1 この規程は、昭和57年4月19日から施行する。

2 千葉県森林審議会運営規程（昭和43年6月27日）は廃止する。

附 則

この規程は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年12月12日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年1月25日から施行する。

別表（第2条第2項）

部会名	所掌事務
森林保全部会	1) 森林病虫害等防除法に基づく県防除実施基準等の策定及び変更に関する事。 2) 森林法に基づく森林の保全に関する事。
森林管理部会	1) 森林経営管理法、又はその他の法令等に基づく森林の管理に関する事。 2) 森林環境譲与税の使途や事業の評価方法に関する事。 3) 千葉県の森林管理の方針や林業振興に関する事。